

PTA組織見直しと規約改正の背景ご説明

海老名市立東柏ケ谷小学校PTAは子どもたちの健全育成とよりよい教育環境の整備を目指し、保護者同士の親善および保護者と教職員の相互理解を深める活動を長年継続して行ってきました。

しかし、個人情報に対する意識の高まりや共働きの浸透など、近年のPTAを取り巻く環境が劇的に変化し、PTAの在り方や存在意義など、様々な面で大きく話題に挙げられるようになりました。

東柏ケ谷小学校PTAでは同校の児童とその教育環境の充実を目指すため、同校に所属する児童の保護者の方々に原則加入いただいたうえで、複数の常設委員会を設置し活動を行ってまいりました。その一方で、PTA活動の効率化及び簡素化を目指し、保護者の方々の負担の軽減を図りつつ従来の活動の質をなるべく落とさないよう、下記の変更を行います。

- ① PTA入会について、従来のような原則加入ではなく、加入者の意思を確認する制度に転換いたします。また、加入者は自由な意思により、いつでもこの会からの退会を求めることができるように変更いたします。
- ② 常設委員会を廃止します。従来、常設委員会が担ってきた学級間の連絡や広報活動は、有志によって構成されるサポート隊によってその業務の一部を引き継いでまいります。

PTA規約改正案では修正分を赤字にして記載しております。内容をご確認の上、議決書を記入し提出ください。

PTA会長 海野 望

令和6年度 P T A臨時総会議案書

第1号議案 東柏ヶ谷小学校 P T A規約改正案

第1号議案 東柏ケ谷小学校PTA規約 改正案

第1章 名称

第1条 この会は東柏ケ谷小学校PTAという。

第2条 この会の事務局は東柏ケ谷小学校におく。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携によって、児童・青少年の生活を支援し育成に努める。
- (2) 児童の生活環境を良くする。
- (3) 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動するほかの団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に片寄ることなく、この会又はこの会の役員名で公私の選挙活動は行わない。
- (3) もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- (4) この会は学校の人事等には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできるものは次のとおりである。

- (1) 東柏ケ谷小学校に在籍する児童の保護者。
- (2) 東柏ケ谷小学校の教職員。

第7条 この会の入会にあたって、加入の意思確認を行うものとする。加入期間は、原則として在籍する児童の卒業や転出または勤務校の異動等までとする（自動継続）。

第8条 1. この会の会員は、その自由な意思により、いつでもこの会からの退会を求めることができる（任意退会）。

2. 前項の任意退会において、退会を求める意思表示は、所定の「PTA退会届」をPTA会長に提出することによって行う。

3. 前項の「PTA退会届」が提出された場合、本会はこれを受理しなければならない。

また、本会は、速やかに退会の手続きを処理するとともに、退会者に不利益がないよう十分に配慮しなければならない。

4. 在籍する児童の卒業や転出等または勤務校の異動等によって会員資格を失うものは、「PTA退会届」の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会と

する（自動退会）。

5. 児童が東柏ヶ谷小学校に在籍する間は、いつでも入会及び退会ができる。

第9条 この会の会員は、月額一世帯300円とする会費を納める者とする。

第10条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第11条 この会の会員は海老名市PTA連絡協議会、神奈川県PTA協議会、日本PTA全国協議会に所属する。

第5章 経 理

第12条 この会の活動に要する経費は会費、寄附金及びその他の収入によって維持される。

第13条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第14条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第15条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第16条 この会の役員は次のとおりである。

- ・会長1名、副会長2名、書記若干名、会計若干名、ただし、書記・会計各1名は教職員をもって当たる。なお役員には校長と教頭は含むこととする。

- ・役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第17条 役員は総会において役員が会員中より指名した役員候補者を総会の承認を求めて決定する。但し、任期の途中で欠員が生じた場合はこの限りではない。

第18条 役員の任期は1年とする。ただし、同じ役員の職については1回に限り再任は妨げない。役員は引き続いて他の役員に選出されることができる。ただし、役員の職にあることが通算して4年を越えてはならない。

ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

第19条 役員の職務は次のとおりである。

(1) 会長はこの会を総括するため次の権限を行使する。

- ・総会、役員会、運営委員会を招集し、議長を委嘱する。

- ・会長は会計監査委員会を除くすべての委員会に出席し指導助言を与えることができる。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。

(3) 書記は総会、運営委員会の議事及び重要事項を記録する。また、必要に応じて運営内容を会員に速報する。

(4) 会計は一切の会計事務を処理し、総会において報告する。

第7章 会計監査委員会

第20条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置き任期は1年とする。

第21条 会計監査委員は役員が会員中より指名した候補者を総会の承認を求めて決定する。但し、任期の途中で欠員が生じた場合はこの限りではない。

第22条 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。

第8章 総会

第23条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第24条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は4月に開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、また会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第25条 総会は会員の現在数の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状も含むものとする。総会の議事は出席者の過半数で決する。

第26条 議事の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 決算の承認
- (5) 規約改正
- (6) 役員選出
- (7) 活動計画と予算編成
- (8) その他

第9章 運営委員会

第27条 運営委員会は、役員、校長、教頭、学校担当教職員をもって構成し、会の目的達成に努めるものとする。

第28条 運営委員会の任務は次のとおりである。

- (1) この会の運営に関する事務を処理し、総会に提出する議案の調整並びに日程の立案に当たる。
- (2) この会の計画事項を総合調整し、年間計画を立てる。

第29条 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は出席者の過半数で決する。

第10章 改正

第30条 この規約の改正は運営委員会が必要を認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったときに総会に提案し承認を得るものとする。

第11章 細則

第31条 この会の運営に関する必要な細則は運営委員会で立案し定めるが次期総会に報告しなければならない。この規約に反しない限りにおいて役員の協議を経て定める。役員は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附則

本規約は昭和52年12月17日より施行する。

細 則

第1章 特別委員会

第1条 この委員会の業務は次のとおりとする。

(1) 図書ボランティア

1. 会員と地域の教育ボランティアにより構成する。児童の心の健全なる成長の一助となる目的をもって、教職員と連携し、本の読み聞かせ等を行う。
2. 活動に関わる費用をPTA予算から執行する。
3. その活動報告書は、総会にて報告する。

(2) サポート隊

1. 希望する会員により構成する。
2. 各行事への協力及びイベント等の企画立案をすることができる。

第2章 表彰及び慶弔

第2条 本会に特に顕著なる功労ありと運営委員会が認める場合には、これを表彰する。

第3条 会員はこの会に関係あるものの慶弔に際しては、その意を表することができる。

第4条 規約第6条に定める会員及び東柏ヶ谷小学校に在籍する児童の慶弔に際し、次の祝金・見舞金等を支出する。ただし、下記のうち(1)、(3)、(4)、(6)は教職員を対象とする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 弔慰金
- (3) 転退職せん別金
- (4) 療養見舞金（2週間を超えた場合）
- (5) 災害見舞金
- (6) 出産祝金
- (7) その他

第5条 弔慰金は会員、児童が死亡したときはおくり、その金額は次のとおり。

- (1) 会員 5,000円
- (2) 児童 5,000円

第6条 転退職せん別金は（教職員）在籍1年以上を該当者とする。

第7条 結婚祝金、転退職せん別金、療養見舞金、出産祝金の金額については一律5,000円とする。

第8条 災害見舞金は会員が災害を受けたときにおくる。ただし、災害の有無並びに扱いについては、その都度役員会の承認により支出する。

第9条 その他特に必要を認めた場合は、役員会の承認により支出することができる。

附則

本細則は昭和52年12月17日より施行する。

附 則

- ・ 本規約第13章35条、細則第3章第3条、第4章第4条・附則第1章第1条、第4章第4条は昭和55年5月25日に一部改正。
- ・ 本規約第6章第17条、第10章第27条、細則第3章第3条、附則第4章第4条は昭和59年4月18日に一部改正。
- ・ 本規約第6章第17条、第10章第28条、第11章第30条、第13章第35条、第14章第36条、細則第1章第1条、第2章第2条、第3章第3条、第4章第4条第5章第5条、第6条、附則第4章第4条は昭和63年4月18日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第1章第1条、第4章第4条、第5章第7、8、9、10条は平成4年4月17日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第3章第3条、第4章第4条は平成6年10月21日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第3章第3条は平成11年4月21日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第4章第4条は平成14年4月19日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第4章第4条、第5章第5条、第8条は平成15年4月22日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第3章第3条、第4章第4条は平成17年4月20日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第1章第1条は平成19年4月18日に一部改正。
- ・ 本規約、細則、附則を平成21年4月20日に一部改正。
- ・ 本規約、細則第4章第4条、附則第4章第4条は、平成22年4月23日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第3章第3条は平成23年4月22日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第4章第4条は平成25年11月11日に一部改正。
- ・ 本規約、附則第3章第3条は平成26年5月16日に一部改正。
- ・ 本規約第6章第14条、第16条は平成28年9月8日に一部改正。
- ・ 本規約第6章第14、16条、細則第4章第4条、附則第4章第4条は令和4年4月22日に一部改正。

〈加筆〉

- ・ 本規約第6章第14、16条、細則第4章第4条、附則第4章第4条は令和6年10月30日に一部改正。